平成２６年（フ）第３６５９号
大阪市福島区海老江７丁目19番11―703号
債務者　堀次　　京（旧姓尾上）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７８１号
大阪府大東市朋来１丁目42番401号
債務者　平口　良子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０２号
東京都昭島市中神町1237番地中神第３アパート１棟919号
債務者　金子　知絵
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４４１号
横浜市鶴見区岸谷４丁目７番４号
債務者　城戸　信良
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４９２号
横浜市中区麦田町３丁目89番地１　産友ビル201号室
債務者　熊谷世津子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４９５号
横浜市南区中村町４丁目270番地４　ドミール近藤101号
債務者　村田　正明（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４９６号
横浜市旭区今宿西町474番地１　アヴァンサール21―205
債務者　岡村　圭三
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４３号
東京都青梅市河辺町４丁目10番地の10なかひろマンション306
債務者　嶋崎　裕子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７１０号
東京都町田市木曽町119番地２パレグリスィーヌ102
債務者　光山裕花こと　盧　　裕花（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６１号
栃木県栃木市大宮町2284番地　県営平川第１住宅８号棟31号室
債務者　中川　正夫
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第６２号
栃木県栃木市大宮町2284番地　県営平川第１住宅８号棟31号室
債務者　中川けい子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第５８６４号
東京都大田区大森西３丁目32―６　新井商事株式会社402
債務者　押田　英雄
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月17日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９号
大分県豊後高田市高田2833番地４　藤田アパート
債務者　林　　勇治
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月17日午後２時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第９２１４号
東京都練馬区栄町24―11―202
債務者　小野真以子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４９９号
横浜市旭区川井本町43番地10
債務者　初　　一平
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部